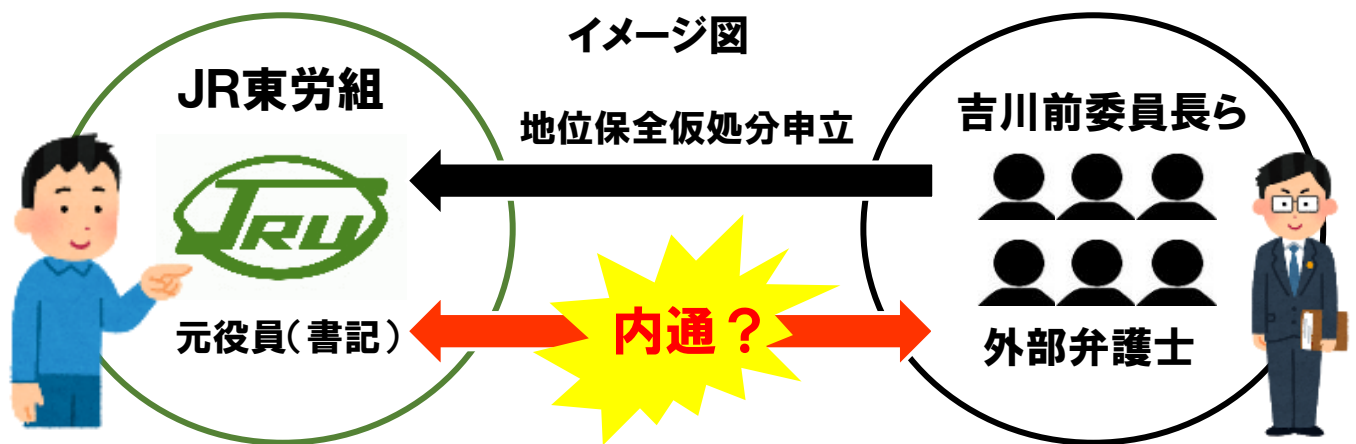




JR東労組を告訴した 窓口がJR東労組内部に

2018年6月、吉川前中央執行委員長らが、地位保全仮処分で自らの執行権や組合員権などを有する地位であることを求めています。2019年3月、裁判所から「却下」の判決が下りました。その後、「真実の声」を運営していた元役員（書記）のPCを調査した結果、JR東労組が訴えられた仮処分の裁判を担当する弁護士と元役員（書記）が裁判の打ち合わせをしていたことが分かりました。

元役員（書記）は、JR東労組に雇用され組合費で生活しています。その人物が、あるところか、JR東労組を訴えている弁護士と連絡を取り合い、吉川前中央執行委員長らが起こした裁判の窓口になっていました。



■PC調査で判明した元役員（書記）が外部弁護士に送ったメールの一部

- 先生 先日提出された準備書面に対する反論を作ってみました。
(中略) 作成者は私ではなく、元中央執行委員の串田というものです。
- 先生 準備書面案の件承知しました。関係者に連絡します。

この事について「真実の声」を運営していた元役員（書記）に全容説明のため、話しをきいたところ、窓口をやっていたのかという問いには「やっていましたね」と答え、「吉川さん達ってまだ組合員。組合外の人ではない。それをメールとかでも、窓口と言えば窓口だけど、助けてあげるって言うのは悪いことではない」と主張しました。

組合員の信頼回復のために真実を明らかにします！